

公益社団法人日本金属学会 村上奨励賞規程

(規程の目的)

第1条 村上賞資金の設立、管理及び運用並びにこの賞の事業の運用を適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

(資金の設立)

第2条 本会は、平成16年1月7日財団法人村上記念会から寄付された104,000,000円をもとに、この賞及び村上記念賞の事業を行うため、平成16年2月3日に資金を設立する。

(資金の名称)

第3条 この資金の名称は、日本金属学会村上賞資金とする。
2 資金の名称を変更する場合には、理事会の決議を要する。

(事業の目的)

第4条 この賞の事業は、奨学のため、金属工学の分野で卓越した業績を挙げつつある若手研究者を授賞することを目的とする。

(資金の管理及び運用)

第5条 この賞の資金の元金は、本会の他の財産とは分別して、管理する。
2 この賞の資金は、元本を保証する預貯金及び投資有価証券他によって運用する。

(資金及び運用益の使途)

第6条 この資金及びその運用益は、第4条に定めるこの賞及び村上記念賞の事業に使用しなければならない。

(事業の費用の充当の順序)

第7条 この賞の事業の費用の充当は、まずこの賞の資金の運用益で行い、運用益だけでは不足する場合には資金の一部又は全部を取崩して行う。
2 事業の費用の一部を充当することができない場合には、理事会の決議により、本会の財産で償うことができる。

(資金の取崩)

第8条 この賞の資金の一部又は全部の取崩しは、理事会の決議を要する。

(会計)

第9条 この賞の事業に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。
2 前項の予算及び決算は、本会の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。
3 この賞の資金の残高は、本会の貸借対照表及び財産目録に記載する。

(事業の運営組織)

- 第 10 条 この賞の事業は、理事会の決議により、村上奨励賞選考委員会を設置して、運営する。
- 2 委員会の委員長及び委員は、それぞれ各種賞検討委員会の委員長及び委員がつとめる。
 - 3 委員が候補者となった場合は、委員から除くこととし委員の補充はしない。

(事業の内容)

第 11 条 この賞の事業の内容は次のものとする。

- (1) 募集
- (2) 選考
- (3) 授賞
- (4) 結果の公表

(募集)

- 第 12 条 この賞の応募要領は、本会の会報及びホームページに掲載する。
- 2 応募は、本会の社員又は分科会委員若しくはもしくは3名以上連名による会員が、候補者の履歴書および推薦理由書を付して本会会長に申し込むものとする。
 - 3 候補者は本会会員であることを要しない。
 - 4 応募書類の具体的な記載内容は、別に定める。
 - 5 候補者は受賞年度の5月末時点で40歳以下の者。

(選考)

- 第 13 条 この賞の選考は、第 10 条に定める選考委員が基準に基づいて採点し、その結果を基に委員会を受賞候補者を選定し、理事会に諮る。
- 2 選考の基準は村上奨励賞規則に定める。
 - 3 理事会で、受賞者を決定する。
 - 4 理事会が受賞該当の者がないと認めたときは、その年度は受賞しない。

(授賞)

- 第 14 条 この賞は、本会の秋期講演大会の機会に授賞する。
- 2 授賞は賞状及び賞金とする。
 - 3 授賞内容を変更する場合は、理事会の決議を要する。
 - 4 受賞者には、秋期大会の折に受賞記念講演を依頼する。

(結果の公表)

- 第 15 条 この賞の授賞結果は、本会の会報及びホームページに掲載する。
- 2 掲載事項は、受賞者名、所属及び授賞理由とする。
 - 3 公表時期は、受賞者が授賞を承諾した後とする。

(事業の終了及び資金の処分)

第 16 条 この事業を財政的に継続する目処がたたなくなった場合又は事業を継続する意義がなくなった場合には、理事会の決議により、この事業を終了し資金を処分することができる。
2 前項において、資金等債権及び未払金等債務の処分は、理事会の決議による。

(委員会の関与)

第 17 条 この規程に疑義が生じた場合は、各種賞検討委員会で協議する。

(規程の変更)

第 18 条 この規程を変更する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第 19 条 この規程の運用に必要な事項は、委員会の決議により、規則に定める。

附則

1. 平成 15 年 12 月 2 日 制定(第 803 回理事会決議)
2. 平成 21 年 3 月 19 日 一部改訂(第 851 回理事会決議) 条文小見出し、基金取崩条文追加等
3. 平成 21 年 7 月 16 日 一部改訂(第 855 回理事会決議) 基金を資金に変更
4. 平成 22 年 8 月 10 日 一部改訂(第 864 回理事会決議) 委員会の関与の条文を追加
5. 平成 22 年 12 月 6 日 一部改訂(第 866 回理事会決議) 授賞時の入会義務削除
6. 平成 23 年 2 月 1 日 一部改訂(第 867 回理事会決議) 委員会の関与の条文の改訂
7. 平成 24 年 8 月 7 日 一部改訂(第 880 回理事会決議) 受賞記念講演および年齢の条文の追加
8. 平成 24 年 12 月 7 日 一部改訂(第 882 回理事会決議) 選考条文の改訂
9. 平成 25 年 3 月 1 日 一部改訂(第 884 回理事会決議) 法人名称変更他